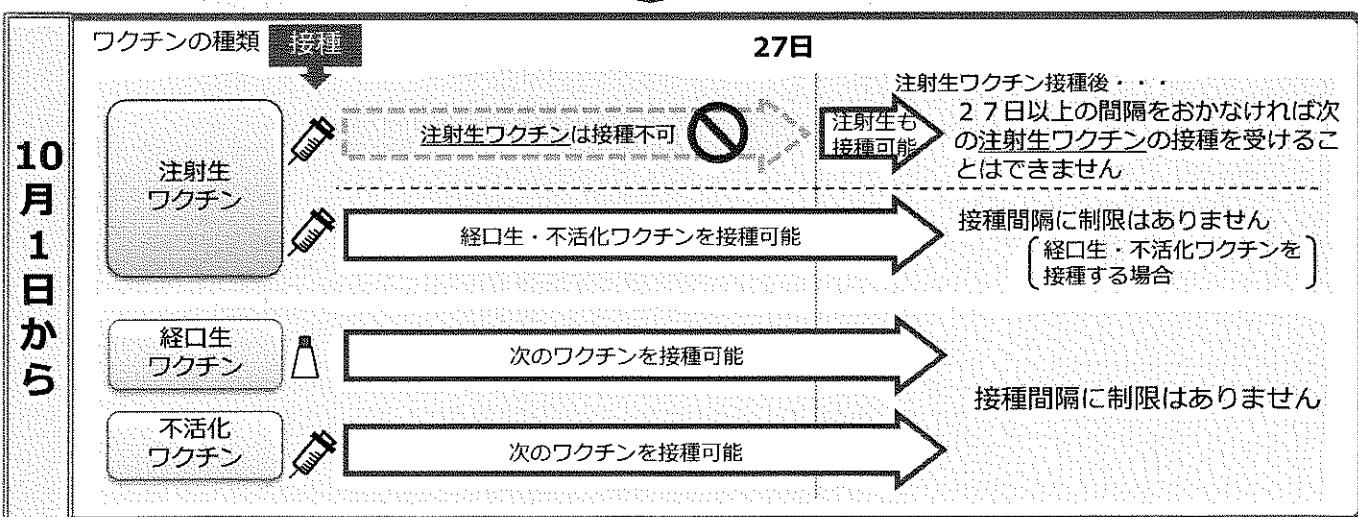
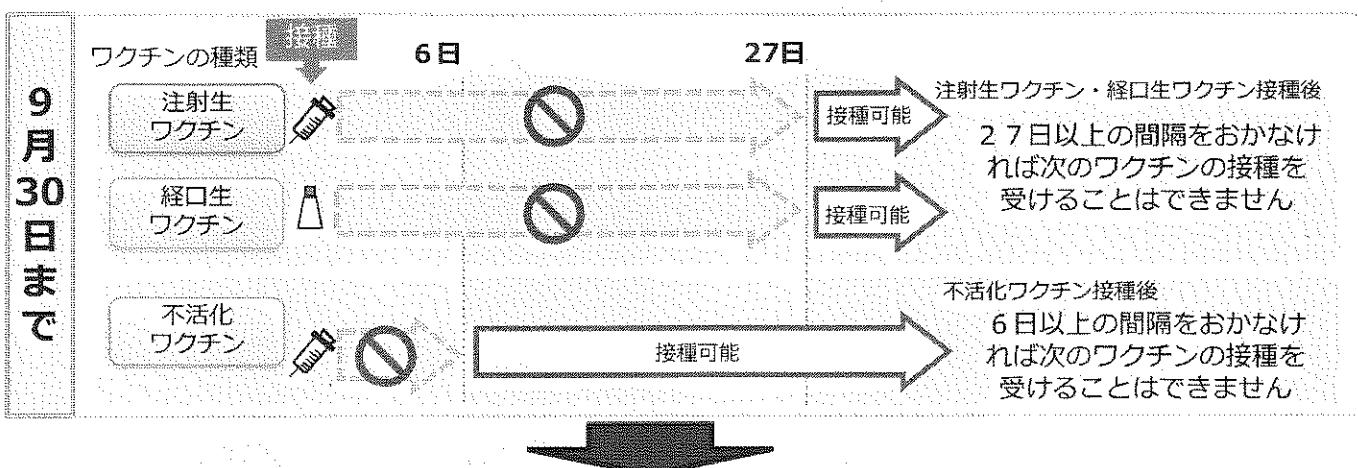


2020年10月1日からの

## 接種間隔のルールを、詳しくご紹介いたします

### 1. 異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール

- 「注射生ワクチン」の接種後27日以上の間隔をおかなければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません（変更なし）。
- それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、医師が認める場合、次のワクチンの接種を受けることができるようになりました。
- 接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹（はれ）などが出ることがあります。ルール上接種が可能な期間であっても、必ず、発熱や、接種部位の腫脹（はれ）がないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受けてください。



※これまで通り、医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができます。

### 2. 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける際の接種間隔のルール

- 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。

例) 4種混合ワクチン



※ 詳しくは、**国立感染症研究所**のホームページを御参照ください。

⇒ <https://www.niid.go.jp/niid/images/vaccine/leaflet01.pdf>



注：ワクチンの種類

注射生ワクチン：麻疹・風疹・水痘ワクチン・BCGワクチン・おたふくかぜワクチン など

経口生ワクチン：ロタウイルスワクチン など

不活化ワクチン：ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・B型肝炎ワクチン・4種混合ワクチン・

日本脳炎ワクチン・季節性インフルエンザワクチン など